

令和6年度 第1回第2小委員会 議事録

【日 時】 令和6年12月9日（月） 午後3時から午後5時
【場 所】 北区役所第1庁舎4階 第2委員会室
【委 員】 出席9名
【事 務 局】 北区まちづくり部住宅課
ランドブレイン株式会社（北区住宅マスタープラン改定支援業務受託者）

【配布資料】 （ア）事前送付物
議事資料1 小委員会調査研究項目審議資料
（d 安全な住宅_e 空き家）
議事資料2 「北区住宅マスタープラン2020」と現時点の「課題認識」と
「住宅政策の方向」の比較表（d 安全な住宅_e 空き家）
参考資料1 住まい・住環境を取り巻く現状（データ集）
参考資料2 「北区住宅マスタープラン2020」の見直しに向けた計画の現状
配付資料の見方

（イ）席上配付物

- ・東京都北区住宅対策審議会 第1回 第2小委員会 次第
- ・任命書
- ・東京都北区住宅対策審議会委員第2小委員会委員名簿
- ・席次表
- ・オリエンテーション式

【次 第】 1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 委員紹介等
4. 出席委員数報告・配布資料確認等
5. これまでの審議会経過と、小委員会の役割等について
6. 議 事 Ⅱ重点的調査研究項目の審議Ⅱ
（1）安全な住宅（地震、風水害等）
（2）空き家対策
7. その他
（1）次回の日程について
（2）その他

1. 開会

一事務局の寺田まちづくり部長から開会の挨拶及び本第2小委員会の委員長の紹介等、議事に入るまでの会の進行を行った。－

2. 委員長挨拶

－委員長から挨拶。－

3. 委員紹介等

一事務局の寺田まちづくり部長から、第2小委員会の委員（8名）及び、事務局職員及び受託会社（ランドブレイン株式会社）を紹介した。－

4. 出席委員数報告・配布資料確認等

○出席委員数報告

一審議会運営要綱第3条2項の規定により、委員9名の出席があることから、委員の半数以上の出席を満たすため、小委員会は成立している旨報告した。－

○配布資料等の確認

－配付資料、発言時の注意事項等の確認を行った。－

5. これまでの審議会経過と、小委員会の役割等について

<事務局>

－以下について事務局から説明－

本小委員会では、審議会から引き続き参加いただいている委員や本小委員会から参画いただく委員方がいることから、「議事」に入る前にこの間の経過と小委員会の役割等を共通認識として説明した。

○配布資料「オリエンテーション資料」より以下について説明。

- ・審議会の役割（区長の諮問事項、検討範囲）
- ・小委員会の設置について（第2回審議会議事資料）
- ・審議会と小委員会の役割について
- ・改定までのスケジュール感について
- ・配布資料「参考資料2」より、現計画における現状の認識から課題の再認識について

<委員長>

これまでの審議会の経過と小委員会の役割等について説明したが、ご質問・ご意見等があればお聞きしたい。

<委員>

東京都の施策が変わったことで改定しなければいけないことをお聞きしたが、現在、どこがどう合わなくなったことで、変えなければいけない項目があるのか。

<事務局>

大きく3点ほどご紹介させていただく。令和2年度に北区の計画ができ、その時にコロナウイルスの感染拡大が起き、それ以降にできた国の住生活基本計画や東京都の住宅マスタープランでは、コロナウイルスの感染がいつまで続くかわからなかったことから、第1章にコロナ禍での住まい方、暮らし方みたいなことが書かれている。委員方には、現在の少し落ち着いた世の中での新しい暮らし方や生活様式をどの程度変えていくのかを十分ご議論いただきたい。残りの2つは、住宅施策上の大きな法律として、セーフティネット法と空き家に関わる法律が変わったことによる対応をしていきたいと思っている。

<事務局>

それでは、これから議事に入らせていただく。ここからは、委員長に進行をお願いする。

6. 議事（1）安全な住宅（地震、風水害等）

<委員長>

先程、事務局からご説明いただいたように、本小委員会は「住環境・住宅ストック」の検討が役割となっており、いわゆるハード面の課題が中心にも聞こえるが、そこに住んだり暮らしたりする方をはじめ、沢山のの方々に関わるという点では、ソフト面からの検討も大変重要になってくると思う。その点にご留意いただき、活発なご議論をお願いしたい。

本日の検討テーマでは、事務局より「安全な住宅（地震、風水害等）」、「空き家対策」の2題が示されている。審議の前に、まず事務局から審議資料の構成、見方等について、ご説明をお願いする。

<事務局>

ー以下について事務局より説明ー

- ・議事資料1、2が本小委員会の主な議事資料であること
- ・議事資料1は、課題に対する「住宅施策の方針」の方向性を案として例示したこと
- ・議事資料2は、現計画と現時点の課題を明らかにしていること
- ・議事資料2の課題の認識にあたっては、参考資料2より審議会でおよその共通認識としてきたことを説明
- ・参考資料1は北区のデータ集として、調査研究項目別に審議の参考となるデータ等を集めていることと、議事資料2から参照できることを説明

<委員長>

まずは、審議に必要な資料1、2と参考資料1、2の見方についてご説明いただいたが、特に質問等なければ、調査研究項目についての審議を行いながら、その都度、資料への理解も深めていただければと思う。

本日のテーマ「安全な住宅」と「空き家対策」は、決して全く異なる2つの課題ではないが、審議の進行上、1つずつ審議を進めていきたいと思う。その上で、関連する項目があれば、ご意見をいただき

たい。それでは、事務局より、まずは「d 安全な住宅」についてご説明をお願いします。

<事務局>

ー以下について事務局より説明ー

- ・議事資料1、2及び参考資料1を中心に説明を行った。

<委員長>

事務局より、審議会でもとめた現時点での課題認識、あるいはデータ等の説明、「住宅施策の方針」の方向性案の説明をいただいた。安全といっても、地震、風水害、それから防犯といった視点もあり、皆さまも関心の高いテーマかと思う。ここからは、ご不明な点をまず事務局にご質問いただいた上で、それを踏まえて、委員同士のディスカッションで審議していきたい。

私の方から質問で、住宅の耐震性・安全性の評価では、2020年のデータだと思うが、2025年になると93.6%まで耐震化が進み、耐震性を満たすとある。93.6%というとほとんど地震では大丈夫なイメージを受ける気がするが、そこには戸建て住宅や先程の木造密集地域の話、新たに立ったマンションとの関係があり、マンションの場合は1棟で戸数が沢山あるため耐震化率が非常に上がってしまうと思うが、この辺りはどうなっているのか。

<事務局>

データをお持ちすればよかったが、参考資料1で用意している建物の建て方別で話しをすると、北区民の方の約7割がマンションやアパートの共同住宅にお住まいで、約3割がいわゆる一戸建てにお住まいである。主に、共同住宅のマンションやアパートは、基本的に耐震化・不燃化されており、母数が上がっていると思う。一方で、一戸建てはどこの区もそうだが、環状7号線を中心に、同潤会アパートがあったところは木造密集地域で、その方への取り組みが進まないだけでなく、接道等の条件がうまくいかずに建て替えができないこともあり、進んではいるがなかなか共同住宅ほど数字が上がっていないと思っている。

<委員>

マンションなどは、建て替えが進むと戸数が稼げることがあるが、一般の戸建住宅だと一棟建て替えると実績値としては一戸なので、そのパーセントが上がらないところはある。

<委員>

議事資料1、P3「住宅施策の方針」の方向性（案）の1つ目に「木造住宅密集地域をはじめとした木造住宅の耐震化率向上や防火性の確保」、2つ目に「能登半島地震の被害を踏まえ、首都直下型地震等をはじめとした災害・防災強化に対する住宅の耐震化の加速」ということで、1つ目の耐震化と2つ目の耐震化に何か違いがあるのか。

<事務局>

基本的には書き分けているわけではない。

<委員>

2つ目は、能登半島というところで強調して書いているということか。

<事務局>

その認識でいる。能登半島の方にとっては大変なことではあるが、区としては教訓として取り組みを加速する一つのメルクマール（指標）になったという認識を示させていただいている。

<委員>

住宅会社のホームページに、補助金で住宅を長寿命化するときのプラス面とマイナス面が出ていた。補助金を使うと 10 年後直す時にまた許可が必要で、それができないことがあるような記載があった。それほどメリットがないのに補助金をもらおうと、後々大変になる印象を受けた。何をするにしても、補助金を我々作る方にメリットが多にあるものにしないと、なかなか先に進まないと思った。

あと、配布資料の高齢者の集合住宅、戸建ての再生にもあったが、直すための補助金もあまり大した金額ではないため、なかなか使われないということが書かれている。もう少し補助金率を上げなければ使われないように思う。私も商店街の再生では、仮店舗ではなく貸し店舗という対策でお願いしてやっと補助金がついたが、金額があまりにも少なく使う人もいないことがあり、住宅でもそういうことがあると思った。浅く広くの使い道が悪いこともあるため、やるならガツンと量を大きくし、少量で年間に何件という形で区切るやり方も考えた方がいいと思っている。

<事務局>

今、区には、長期優良住宅をつくるにあたっての補助金という特別なメニューはない状況。ただ、国が推しているのはその通りで、前回の審議会で皆様から沢山の質問をいただき、お答えするのが大変だったため、今回、委員長にお願いをして、今日はその道のプロパーの方にお集まりいただき、その方にお答えいただくように私からお願いするお許しをいただいている。

<委員>

あくまでも最近の新築マンションに関することで、私が普段対応しているマンションは築 40 年以降のところが多い。例えば、ZEH とかそういうことをご存知の方もおらず、私から明快に説明することは難しい。少したの外れになるかもしれないが、一番大事なのはここ 20 年くらいに建ったマンションが新耐震基準で建てられており、それほど心配することはない。

売る側からすれば、電気室を 2 階、3 階に作るのは本当にマイナス効果になってしまい、どうしても、1 階や地下 1 階への水没を前提とした配置で建てている。

旧耐震のマンションを区としてどのように施策していくかは、実際には、戸建ての住宅の耐震構造が約 1 割、15%を補助することが呼び水となっており、本来は、お金がないからやめておこうとする住宅の数が増えるというメリットが出ると思うが、マンションの場合は、そもそも耐震化の費用が数億～10 数億になるため、区や都や国である程度の補助が出て、差額分を拠出することは管理組合では難しく、そうなると、耐震化はほぼ頓挫してしまう。

先程の戸建ての耐震化については、色々な要因があるにしても、それなりのコストをかければ耐震化できるような戸建てでは何割かの補助があることで重い腰が上がる可能性はある。マンションでは物理的に補助だけでは無理ということ。マンション施策については、管理不全をなくしていきながら建て替えをどう円滑化するかという流れで、とにかく新しいマンションに変えていくのがいい。

<事務局>

実は２年前に、区有地を有効活用することで、東洋大学の前の区有地を UR と一緒になって処分したことがある。この後、民間の住宅ができていたが、処分するときに長期優良住宅にするかゼロエネルギーマンションにするかの条件をつけた。その時に、多くの開発事業者から建築経費が高くなりマンションの販売価格を押し上げるため、結果的に高く売ることになり売り切れるかどうか分からないというお話をいただいた。一方で、それが買える方にとっては長持ちするため、誰にとってのメリット・デメリットかということもあると思う。

<委員>

議事資料 1 の P2、国の動向としては、災害へのレジリエンスの向上が非常に重要なキーワードになっているようだが、今後、南海トラフ地震や都市部の直下地震など、万が一地震があったときに地域全体がどのようにして早く立ち直れるかは、どうしても避けられない課題だと思う。現在、区ではどのような取り組みがあるのか、いわゆる災害拠点の整備や防災力の向上において今後の方向性等があれば、教えていただきたい。

<事務局>

もう想定外だったというのは許されないという話がよく出てくると思うが、実際には、想定外が毎回起きており、今回も新しく半島防災という言葉が生まれたりしている。今、北区の防災課が新しく取り組んでいる一つが、富士山が爆発した時の噴煙がどれくらい北区に影響を与えるかの検討をしている。また、地震が起きたときに膨大な量の産業廃棄物が出てくるが、それを、地方では空き地などに集めて段階的に処分していくところ、この市街地の中ではどこに集めて、どう処分していけばいいのか。数少ない空き地は、実はごみ捨て場としても使いたいが、仮設の住宅置き場として使わなくてはいけない。当然、お子さんたちも遊べないフラストレーションが溜まり、また違った新しい問題が起きる。そういう意味では、有効なアセットを沢山持ち、色々な目的に使っていくことも必要で、想定外を完全になくすことは無理だと思うが、色々ゼロから学んでいくのは一番分かりやすく、やりやすいと思いながら見ている。

<委員>

住宅の耐震性の話で、これは何年以降に建てたものは、耐震性の何をクリアしていると見てよいのか。すごく勝手なイメージだが、仮に今年建てた家でも建設業者によって、実は耐震性がないことがあったりするが、普通に建てていけばクリアしているという基準で配布資料を見てよいのか。

<委員>

新耐震基準と旧耐震基準があり、この境目に昭和 56 年 6 月以前のものが旧耐震基準で、それ以降に建てられたものが新耐震基準となっている。基本的には、新耐震基準であれば安全とされているが、熊本地震の時、新耐震基準でも木造住宅が倒壊した。構造計算の考え方や金物の使い方の考え方が木造にはあり、熊本地震では昭和 56 年から平成 12 年までに建てられた新耐震基準の木造住宅の倒壊が起きた。そのため、北区では旧耐震基準で建てられた木造住宅に対して耐震補強の助成をしているが、あわせて、昭和 56 年 6 月以降の新しい基準で建てられた建物でも平成 12 年までに建てられた木造につい

ては今年度から補助を開始している。これがマンションでも木造戸建て住宅でも、新と旧は同じ境目になる。

<委員>

資料説明にもあったが、北区には高い地域と低い地域があり、低い地域は、浸水する情報をご存じの方は多いが、地震の場合にマンションに留まってもらう「東京とどまるマンション」という東京都の事業はあまり知られていない。23 区の中で、マンションの人が体育館に避難すると体育館に着く前に長蛇の列で辿り着かない状況が想定されている。都としても留まれる人は留まり、3階建て戸建てでも3階に居住できるなら3階にいてもらいたい気持ちがある。まずは、新耐震のマンションでは、地震があっても在宅避難をするようにいっている。

これが、北区の洪水災害の想定からすると、地震でなくても水害の場合に、2階建て3階建てくらいの住宅までは床上浸水の可能性はあるものの、その上階の例えば14階建て住戸では、備蓄さえあれば留まることが可能である。大規模洪水対策として避難行動の基本指針が書いてあるが、洪水が起きたら低い地域に住む人は皆避難をしようと高台に行くだろうが、戻れないことがある。上にいても上で暮らすことができない状況にもなりかねないため、留まれる人は建物に留まってもらい、どうしてもない人は高台に避難するかマンションの上階部分の共有部分に避難するかは別として、なるべく洪水でも留まることを、このような地形の区だからこそ、周知してもらおうということに価値があると思う。

6. 議事（2）空き家対策

<委員長>

全体の時間もございますので、次のテーマ「e 空き家対策」に移りたいと思う。それでは、事務局より資料の説明をお願いします。

<事務局>

ー以下について事務局より説明ー

- ・議事資料1、2及び参考資料1を中心に説明

<委員長>

事務局からの資料説明についてご質問・ご意見等あればお願いしたい。

<事務局>

よろしければ、先程、資料説明で私からお願いした、空き家の増加についてお話をしたいと思う。

※参考資料1「e 空き家対策」(P1)の空き家の内訳グラフにおける、「賃貸用の空き家」が平成30年から令和5年の5年間で倍近く増加していることについて

<委員>

この数字が示す原因はわからないが、ただ、今、北区では、新しい賃貸アパートや賃貸マンションが非常に増えており、古いものと新しいものでそれほど家賃が変わらないと、広さもありネットも使える新しい方を借りる方が多いと思う。先程も災害時に活用できる土地が区にない話があったが、少しまとまった土地があると皆さんでマンション経営をする。そうすると、古い住宅には入らず、エレベーター

もなく外階段となると誰も入らない。さらに、借りる人も高齢になると、以前は2階に住んでいても、怪我をして階段が登れなくなり1階の物件などの快適な居住空間を探すことになり、新しい物件が選ばれる。そういう意味で、アパートの建替えでは、費用的にもボリュームがあるため対抗できず、そのまま放置されているように思う。この数字が読み解けたかはわからないが、このような傾向の中でまた新しい住宅が建ち、同じような間取りで同じような家賃では勝てないことから、新しい住宅をつくることになる。先程もコロナ禍で生活様式が変わったのではないかという話があったが、実際に、ワンルームでよかった学生が授業をリモートする時に生活感が映り込むのを嫌い、ワンルームではなく最低でも1DKで、しかもネット環境が使える物件を要望される。また、在宅での仕事が増えた方が、今まで、隣近所の騒音問題が出てこなかったところ、下の音が大きいことや、隣の声が聞こえること、遅い時間まで騒ぐ近隣トラブルがすごく増えた。

時代も変わってきており、土地も値上がりして、建築するにしても人工も材料費も高い中で、同じ仲間の不動産屋は、戸建てやマンション建てる場所は仕入れが高いけれど、商売にならないため色々なことを考えながら皆さんやっている。抱えている色々な問題を実感して肌で感じているが、北区はすごくブランディングされており、住みたい街になっているため、ここにバリッとしたものを建てようとして負けてしまった物件がこのような結果になっているのかなと思った。

<委員>

今、北区では、北区ブランドみたいなものを作り、北区ファンを増やしていきたいと思っている。北区に住んでいる人も、北区外の人にも北区に興味を持って、北区に来てもらう、もしくは住んでもらうことを進めていきたいと思っている。今、お話があったような、魅力ある住宅が増えると、北区が選ばれることになってくるのかなと感じた。

<委員>

ブランディングという意味では、北区にはごみを戸別収集している地域と、集団で収集する地域があり、滝野川の方は戸別収集だが、西が丘や上十条は集団。持ち回りで掃除しているところもあれば、目の前だから掃除しているということもある。風が吹いたり、誰かが捨てたごみが散らかったりすると、結局、その前の人が掃除してくれている。一度、整然としているまちを見たことがあり、ごみが一つも残ってない。西が丘は結構住宅街だが、やはりごみはある。ブランディングという意味では、区民の意識が、ごみが落ちたら恥ずかしいくらいになるといい。汚いまちより綺麗なまちに住んでいた方がいいので、皆でごみを収集する体験をすればごみに対する意識も違ってくる。

たばこもポンポン捨てられて、今、側溝の網も前よりも細くなった。これは、下水に流れるごみが詰まることから考えれば改善されたと思うが、逆に、蓋の上にすごくごみが残る。内水反乱になったら困るので、目についたものは自分の住んでいる周りをほうきで掃いたりしている。西が丘桜並木に北区から竹ぼうきが寄付され、「これは掃除しろということだよ」と言って皆さんやっている。日本人の住民は良心的な人が多いので、そういう形で何か後押しできるといい。中にはそうでない人もいるので、そこは地域でみながら、ごみを捨てられたら拾い、逆にそういう姿を捨てた人に見てもらいたい気持ちがある。ブランディング化で考えれば、駅に近いとか、学校が近いとか、色々魅力的な部分もあると思うが、まちを綺麗にしてもらえると北区に住んでいるものとしては嬉しい限り。

<委員長>

ブランディングの話もありますが、適切な管理がなされていない住宅があれば、それなりに活動してくると思いますので、それも含めて何かご意見あるか。

<委員>

議事資料 1 空き家対策の、北区における管理不全な空き家等の予防策についても、先程補助金の額が少ないことを話したが、これも、もう少し出したらどうかということ。撤去工事の1/2の上限80万円でその80万円で何ができるのか。やるにしても、補助金の率やその対象とする家を設定しなければいけないが、その金額をもう少し出してもらえれば、支援事業もどんどん進み方が早くなると思う。

空き店舗の不動産については、令和からいくと段々少なくなってくるのではないかと考えている。私は団塊の世代の一番上の昭和22年生まれだが、団塊の世代が家を買って、大体が社宅だったところを住宅にした15坪くらいの建売りでこれを買った方のせがれが私たちの世代。それを引き継いだところが住宅密集地になり、建て直すにも面積が小さくそのままになっていることが、私の近くでも多くあり、それも原因の一つだと思う。

<委員>

議事資料1、空き家の利活用策で、共同住宅型（シェアハウス）として空き家を利活用する場合にあるが、これは、人が住む目的の活用ではないと駄目なのかなと思った。というのも、北区は、人が住むには十分な広さを確保できて、物などプラスアルファの収納を考えて十分な広さとなると、もう1、2ランクの物件を買わないとなかなか難しい。例えば、3・4人家族で、皆の洋服を全て自宅に収納して、少し足りないとなると、レンタルスペースを借りるとか、ミニマリストになるかのどちらかになるので、例えば、人が住むだけに限定せず、区が安全を保障してレンタルスペースみたいなものがあると安心して使いやすい。費用はもちろん各自の負担でいいが、区や自治体が運営していると安心感があるので、そういう活用方法もあると思った。また、今住んでいるマンションで自転車置き場がぎゅうぎゅうになって大変で、今、子供を乗せる場合、ベルトができるしっかりした座席を用意して自転車に載せなければいけないので、1台の自転車の幅が広がる。ファミリー向けのマンションだと、普通に止めてもぎゅうぎゅうで、1台ずつレールに乗せるような駐輪スペースになると、ハンドルとカゴがぶつかって出せない。せっかく上下段になっても、前の人のカゴより後ろに乗せる座席シートが高いので、上のレーンが出せず、トラブルまではいかないにしても、「あの自転車が邪魔でうちの自転車が出せないんです」みたいなことも多い。例えば、1戸空き家だったところが公共の自転車置き場のような役割を果たせば、利用頻度が低い自転車はそういうところに預けるようなことも考えられるので、ちょっとしたトラブルも減りやすいと思ったことがある。

<委員>

倉庫として利用することについては、用途地域というものが定められており、住宅の用途はどこでも建てられる（一部、工業地域は建てられないが）。その中で、住宅地で倉庫専用として収益を上げるような用途が発生してしまうと、例えば、その倉庫を使うために人がたくさん集まったりするので、実は、そういう倉庫の用途は住居系の地域では建てられなかったりする。地域によって、先程のご提案の使い方だと、できるところとできないところがあったりする。

<委員長>

今、ご説明いただいた通り、色々な法制度の絡みも出てくるため、そのような案はどんどん出していただき、今後の利活用に生かしていただきたい。

他に、空き家について何かご質問ご意見はあるか。

<委員>

参考資料 1 の e の 1 ページ、先程の空き家の内訳「賃貸用の空き家」について、一生活者としての感想を述べたいと思う。「賃貸用の空き家」は 17,000 戸以上あることだが、私自身の研究対象でもある単身高齢者の調査を踏まえて見ると、民間賃貸住宅に住みたくても、家主から高齢一人暮らしの不安事や孤独死を危惧して、近隣トラブルのリスクからも入居を断るケースは聞いている。また、私自身は外国人というバックグラウンドがあるが、知り合いや私自身も含め、来日した当初に詳しい事情は聞かず入居を断られた経験もあったため、少なくとも一定数、リスクの高い方の入居を断るケースも存在していると思う。また、第 1 委員会の分野にも関連していると思うが、a の 22 ページの「セーフティネット住宅の登録件数」を見ると、北区内では 844 戸で、空き家は極めて少ない現状がある。その理由として、家主の意識や活用に関しては、入居後のアフターフォローも求めていると思っているがどうか。

<事務局>

仰る通りで、委員会は違うが、住宅確保要配慮者と言われる方たちが、なかなか民間の賃貸住宅に入居できない中で、賃貸用の空き家の増加をどう見るのかはとてもセンシティブな話。洪委員のお話の通り、要配慮者を入居させるリスクより、空室にしておいた方が住宅経営上ではまだデメリットではないということで、敢えて入居させない選択をされている方がいると思う。一方で、本当に困っている方がいるのも重々承知しており、そこをどううまくマッチングさせていくのかがこれからの課題だと思っている。数上は十分あることになっているものやニーズもあるが、なぜマッチングしないかをこの審議会もしくは小委員会の議論を通して、委員の先生方のアイデアをいただきながら、まとめていくことが一番の命題と思っている。答えになっていないが、今日のところは問題認識しているというところでお許しいただきたい。

<委員>

住宅を貸している立場で言うと、高齢者については、そういうお話があった時には、やはり一歩引いてしまうことがある。自分もだが、高齢者が入ったときに、病気や急死のリスクを考えるとどうしても二の足を踏んでしまい、実際、お断りするということもある。ただ、最近では私も心を入れ替えており、そういうことがないようにしているが、何かあったときに隣の方も出て行かれると困るので、二の足を踏んでいたことが少し前まではあった。我々とすれば、行政の方から単身者について保証していただければ、そういうことがなくなるように思う。単身で亡くなられた時に後の始末をどうするかを考えてしまいが、行政から、「こういうことができますから安心して貸してくださいね」といえるようなことがあれば、なくなってくる問題だと思う。

<委員長>

利活用につきましてはまだまだ案が出てくると思うが、また別の機会もあるため、その時にご意見をいただければと思う。

今日は2つのテーマについて、ご審議をいただいたが、これらの扱いについてどうまとめていくか、事務局から説明をお願いしたい。

<事務局>

本日のご意見については、まずは議事録を作成する。発言された委員の方のお名前を出すことは考えておらず、あくまでも要旨をつくるため、そして、最終的な答申に結びつけるための記録化として行う。それ以外に、事務局の例示としてお示ししている議事資料1、2に反映させていただき、次回の第2小委員会で今回のテーマの内容をどのように変えたかをご報告させていただく。また、テーマがいくつかあるが、一定量まとまった段階で審議会に上げさせていただきたいと思う。

<委員長>

小委員会の検討結果は審議会にも報告するわけだが、まずは今日あったご意見をどう資料に反映させていくかを事前に確認させていただくような進め方でよろしいか。あと、「d 安全な住宅」で、委員からは戸建と共同住宅を分けた方がいいというご意見もあったため、その辺りご検討いただきたい。

それでは、これをもちまして、本日の議事は終了する。

7. その他

<事務局>

—事務局から、次第の7、次回の日程について説明—

- ・会場は未定、日程は2月3日（月）午後3時から開催を予定
- ・委員へは改めてメールでご案内

<事務局>

長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。今後とも、ご意見や素晴らしいアイデアをいただければと思う。本日は、ありがとうございました。

以上